

条例見直し調書

作成年度 平成20年度

条例名		神奈川県人事委員会設置条例	
条例番号	昭和26年神奈川県条例第37号	法規集	第1編第7章
所管部局室課	総務部人事課		
条例の概要			地方公務員法第7条第1項の規定に基づき、神奈川県人事委員会の設置等について定めている。
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方公務員法第7条第1項の規定により、都道府県は条例で人事委員会を置くものとされており、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	人事委員会は、必要に応じて適宜開催されており、有効に機能している。	過去の開催状況 19年度 33回 18年度 30回 17年度 31回
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	委員全てを非常勤とし、効率的に運営している。	人事委員の人数 3人 (地方公務員法第9条の2)
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方公務員法に基づき、人事委員会について必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方公務員法に基づき、人事委員会の設置を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由 現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	特記事項
次回見直し予定	平成25年度	見直し規定の有無	有 無